

赤坂御用地の近世・近代——土地区画の変遷を中心に——

篠崎 佑太

はじめに

現在、赤坂御用地および迎賓館が置かれている地域は、東京都港区元赤坂二丁目のほぼ全域を占めている。本稿は、この土地の区画が近世・近代を通じて、どのように形成されていったのか、その過程を明らかにしようとするものである。

明治期以降、皇室の財産としての土地は、法令の制定や改定と共にその名称も変遷している。明治六年（一八七三）の「地券発行ニ付地所ノ名称區別共更正」（太政官布告第一一四号）にて、「皇居及ヒ各所ノ離宮皇族ノ邸宅等ヲ云」ものとして「皇宮地」という名称が定められた。翌七年の「地所名称區別改定」（太政官布告第一二〇号）によって、官有地（第一種から第四種）・民有地（第一種から第三種）の別が分けられた。皇宮地は「皇居離宮等」とされ、官有地第一種とされた。さらに、明治十八年に御料局が設置されると、皇宮地の大部分は御料地へ編入され、皇室の財産として再度規定されていく。

赤坂御用地は、戦前期においては赤坂離宮と青山御所（青山離宮）が置かれ、大宮御所や東宮御所、各御殿など皇族方の住まいがあったほか、観菊会などの皇室行事が行われていた。同地に関する研究は、そうした離宮や御殿などの意匠や建築様式、あるいはその利用方法など建築史の分野を中心に蓄積がある⁽¹⁾。

一方で、土地区画の変遷については、わずかに自治体史等において取り上げられている程度である。戦前に編纂された『赤坂区史』では、「赤坂離宮の地は、江戸時代に於ては紀伊藩徳川家の中屋敷であつた」として漠然と整理されるに留まっている。それは、戦後に編纂された『港区史』においても同様であり、「維新後、紀州藩邸は、いつたん宮内省におさめられ離宮と定められ」と記述される⁽³⁾。赤坂御用地と常盤松御邸の変遷について取り上げた個別研究もあるが、時代ごとの図面の比較による検討であり、土地が取得された経緯や背景については、判然としない⁽⁴⁾。

赤坂離宮など東京における皇宮地の形成は、東京の都市形成史を検討するうえで重要であることは、従前より指摘されている⁽⁵⁾。それにもかかわらず、研究が進まない理由としては、皇室あるいは宮内省に関わる研究が戦後の

イデオロギー的な論争に結び付きやすいことも相俟ってタブー視されてきたこと、近代の宮内省を検討するうえで欠かせない公文書類の公開環境が整っていなかったことなどが指摘できよう。既に整理した通り、赤坂離宮および青山御所の形成については、ほとんど研究のない状況なのである。

そこで本稿では、宮内庁宮内公文書館の所蔵する公文書類を中心に用いて、赤坂離宮および青山御所の土地が如何に取得され、皇宮地へ編入されていったのか、その経緯と背景について明らかにしていきたい。

なお、本稿の引用史料のうち特に所蔵先を記さず、文書番号と識別番号のみを示した史料は、すべて宮内公文書館所蔵の特定歴史公文書等である。

一 近世期における紀州徳川家の屋敷地形成

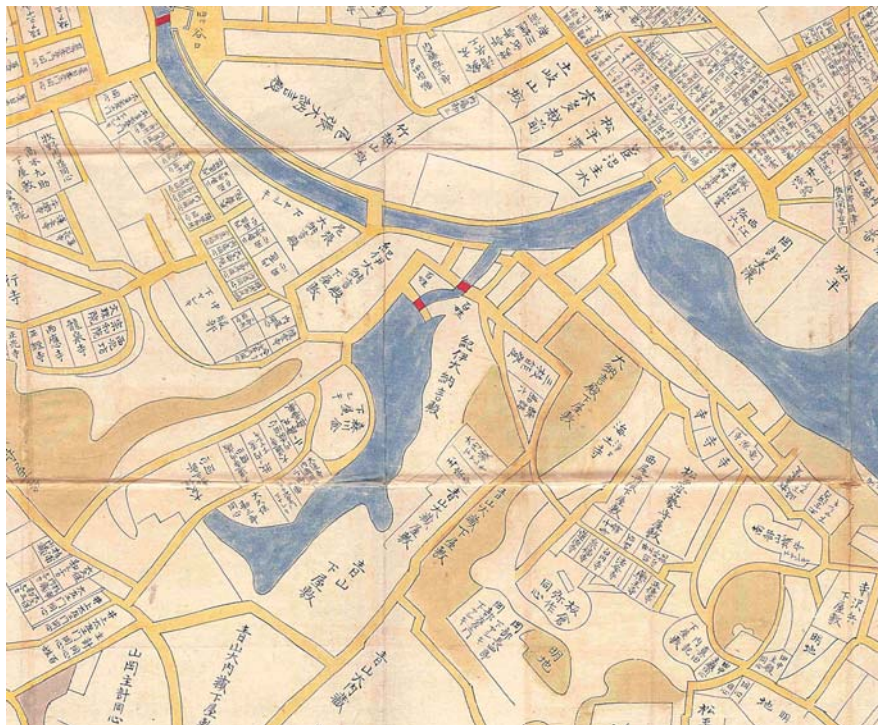
本章では、赤坂御用地の土地区画の形成を検討する前提として、近世期に形成された御三家の一つ紀州徳川家の屋敷地形成の過程を概観していきたい。なお、史料の制約もあり、引用の多くを明治期に編纂された『南紀徳川史』に依拠していることをはじめに断っておく。⁽⁶⁾

近世期、御三家や国持大名など規模の大きな大名家においては、江戸に上中下に分かれる幾つかの屋敷地を持っていた。上屋敷は、参勤交代に際して江戸に参府してきた藩主やその妻子の居所として利用され、中屋敷は隠居や世継ぎ、参勤交代に供奉した藩士らの住居として利用された。また、下屋敷は火除け地として江戸郊外に造られ、多くの場合園庭を備え、遊興の場としても利用されていた。⁽⁷⁾

紀州徳川家の場合、近世初頭に吹上へ上屋敷を拝領し、竹橋御殿と称していた。寛永九年（一六三二）七月には、赤坂に屋敷地を拝領し、中屋敷とし

て利用していた。図①は、正保元年（一六四四）頃の江戸を描いた「江戸大絵図」のうち、紀州徳川家が赤坂に拝領した中屋敷の近辺を拡大したものである。

図①中には、「紀伊大納言殿下屋敷」とあり、同地を「中屋敷」とする『南紀徳川史』の叙述とは齟齬があるが、同地を紀州徳川家が拝領している



図① 江戸大絵図（部分）（東京都立中央図書館蔵 A14-1/東 A14-001）
現在の赤坂御用地にあたる部分には、「紀伊大納言殿」あるいは「紀伊大納言殿下屋敷」とある。その下部には、「青山下屋敷」、「青山大蔵屋敷」などがみえる。

ことがわかる。現在は、大池、中の池などとして整備されている池も、近世初頭は一体のものであり、弁慶掘を経て溜池と繋がっている様子がうかがえよう。また、図の下部には「青山下屋敷」あるいは「青山大蔵屋敷」とあり、青山家の屋敷地となっている。近世初頭においては赤坂から青山（現在の青山一丁目交差点近辺）の一带を紀州徳川家が拝領していたわけではなく、同家が最初に拝領したのは赤坂の屋敷地のみであったのである。

さらに、紀州徳川家の屋敷地が変遷していくのは、明暦三年（一六五七）に江戸で発生した大火の後である。「振袖火事」とも称されるこの大火は、本郷丸山の本妙寺から出火し、江戸城はもとより、市中の大部分を焼いた。大火後、紀州徳川家の上屋敷が置かれていた吹上は江戸城の火除け地となり、同家は現在の紀尾井町に新しく屋敷地を拝領して上屋敷とした。

火事の多い江戸にあつては、紀州徳川家の屋敷地もしばしば被災し、御殿も再建を繰り返していった。元禄八年（一六九五）二月、四谷伝馬町からの出火により御殿が類焼した際には、翌年に造営・落成しているが、併せて青山にあった甲府宰相と青山下野守の屋敷地が幕府により土地となり、紀州徳川家の屋敷地に組み込まれていった。現在につながる赤坂から青山にかけて広範な屋敷地が、この時に形成されていく。

その後も、紀州徳川家の赤坂中屋敷では火災と再建が繰り返される。宝暦二年（一七五二）、明和三年（一七六六）と短期間に御殿の全焼と再建が繰り返され、藩財政を逼迫させた。また、文政六年（一八二三）には、紀尾井町に拝領していた上屋敷が焼失し、以後再建されなかった。以後は、明治維新に至るまで赤坂中屋敷を上屋敷として利用した。

その赤坂中屋敷においても、天保六年（一八三五）三月に広敷局より出火

し、御殿が全焼した。同年閏七月に再建が命じられ、同十一年八月に落成した。この天保期造営の御殿は、その後罹災することなく、明治期を迎え、後述するように、明治五年（一八七二）皇室へ献上されるのである。

ところで、紀州徳川家の赤坂中屋敷は広範な敷地内に庭園が造られていた。庭園は西苑とも呼ばれ、名園として知られていた。同地には、元禄十年（一六九七）に五代將軍徳川綱吉、文政十年に一代將軍徳川家斉、弘化二年（一八四五）に二代將軍徳川家慶など將軍の御成があつたほか、文政十一年には田安家の徳川齊莊が来邸するなど、しばしば將軍や大名が訪れ、交際の場として利用されていた。

図②に示したのは、天保十一年に御殿が再建された後、幕末期における紀州徳川家の赤坂中屋敷の御殿と庭園の様子である。赤坂から青山一帯が屋敷地として整備されている一方で、東南部の青山通りに面した地所には、「玉窓寺」や「青山下野守中屋鋪」があり、西部には権田原町と呼ばれる町人地があるなど、一円が紀州徳川家の屋敷地ではないこともうかがえる。

明治期以降、宮内省がこれらの土地をどのように取得し、皇宮地に編入していくのか、という点については、次章以降で検討していきたい。

二 紀州徳川家からの献上

（一）赤坂離宮の設置

明治元年（一八六八）四月、徳川宗家が江戸城を新政府へ明け渡した。紀州徳川家は、江戸城に代わる宗家の居住地として、明治元年七月から同三年八月まで赤坂邸の一部を貸し渡している。

明治初年において、東京府内に残された広大な武家地の処理は、新政府が



図② 幕末期における紀州徳川家屋敷図（宮内公文書館蔵、38693）

抱える問題の一つであった。紀州徳川家の赤坂邸も例外ではなく、同家は広範な敷地内の家屋修繕が行き届かず、不要な建物は取り壊す予定であった。また、明治四年七月には、東京府が赤坂邸を府学校に引き直すべく交渉していた。そうしたところ、宮内省から東京府少参事の河鱈実文へ同地を離宮としたい旨の相談があった。七月二十九日、宮内省は同地へ官員を派遣し、東京府と共に実地調査をおこなっている⁽⁸⁾。

さらに、宮内省は明治四年十二月にも官員を派遣し、紀州徳川家の赤坂邸を調査したという。これらの調査の影響がどれほどあったのか判然とはしないが、明治五年一月四日、紀州徳川家の徳川茂承は家扶の上田専太郎に図面を持たせ、宮内省へ遣わし、次の伺書を提出した。

【史料1】

私拝領赤坂邸ノ儀ハ山手ニ御座候、就テハ自然庭内場広ニテ樹木ノ植付モ有之、春秋御遊覧ノ地ニモ可相成ト奉存候間、万ニ御用ニ相成候儀ニ御座候ハ、右邸内分割献上仕度、此段奉伺上候、以上⁽⁹⁾

既に述べた通り、赤坂邸内にある西苑は江戸時代以来、名園として名高かった。茂承は、同地を「春秋御遊覧ノ地」とすべく、庭園部分を含む土地を分割し、献上したい旨をうかがっているのである。伺書の提出後、同月二十五日に紀州徳川家は東京府から呼ばれ、「私邸分割献上御聞届可相成筈」との旨が内々に申し渡され、私邸として残しておく分の境界を図面に記して提出するよう命じられる。これに対して紀州徳川家は、私邸の分割は宮内省の指図に任せる旨を申し出ている。

二月十七日、紀州徳川家家扶の上田が宮内省へ呼ばれ出頭すると、分割献上について伺の通り申し付ける旨が正式に達せられた。さらに、三月十九日

に上田が再び宮内省へ呼ばれると邸宅献上につき、貸金二万五千円が下賜される旨が達せられ、即日一万円が渡されている。その後の具体的な引き渡しの手続きは不明だが、三月二十三日には「赤坂ニ離宮ヲ被置候旨」が布告され、同地を以て赤坂離宮とする旨が達せられている。一月に紀州徳川家からの献上の伺書が出され、三月には引き渡しが進み、短期間で離宮が設置されている。このことを鑑みれば、明治四年七月以降、宮内省・東京府・紀州徳川家で相応の手続きが進められ、円滑な引き渡しが実施されたことがうかがえよう。

では、なぜ宮内省はこうした早急な対応を迫られたのだろうか。一因として指摘できることは、英照皇太后の東京への行啓である。それを裏付けるように、赤坂離宮が設置された同日、同所を皇太后御所にすることが達せられている。⁽¹⁰⁾これより先、三月二十二日に英照皇太后は、京都大宮御所を出発し、東京行啓の途についている。⁽¹¹⁾離宮が設置された後、四月十一日に品川へ到着し、翌日赤坂離宮へ入っている。すなわち、赤坂離宮設置の背景には、英照皇太后の東京行啓による居住地の確保、という一面がうかがえるのである。

(2) 赤坂仮皇居と青山御所

明治六年五月五日、それまで皇居とされていた皇城（旧江戸城西丸）が炎上したため、同日には赤坂離宮を仮皇居とする旨が布告された。即日、明治天皇と皇后（昭憲皇太后）は仮皇居へ移徙し、それまで皇城内にあった太政官は馬場先門の教部省庁舎へ、宮内省は天皇と共に仮皇居へそれぞれ移転している。すでに述べたように、赤坂離宮は明治五年以来、英照皇太后の住まいとされており、天皇と皇后が移ること、同地には三人の皇族が住むこと

となった。

そうした状況のなか、同年六月六日、紀州徳川家の徳川茂承から次のような願書が宮内省へ提出された。

【史料2】

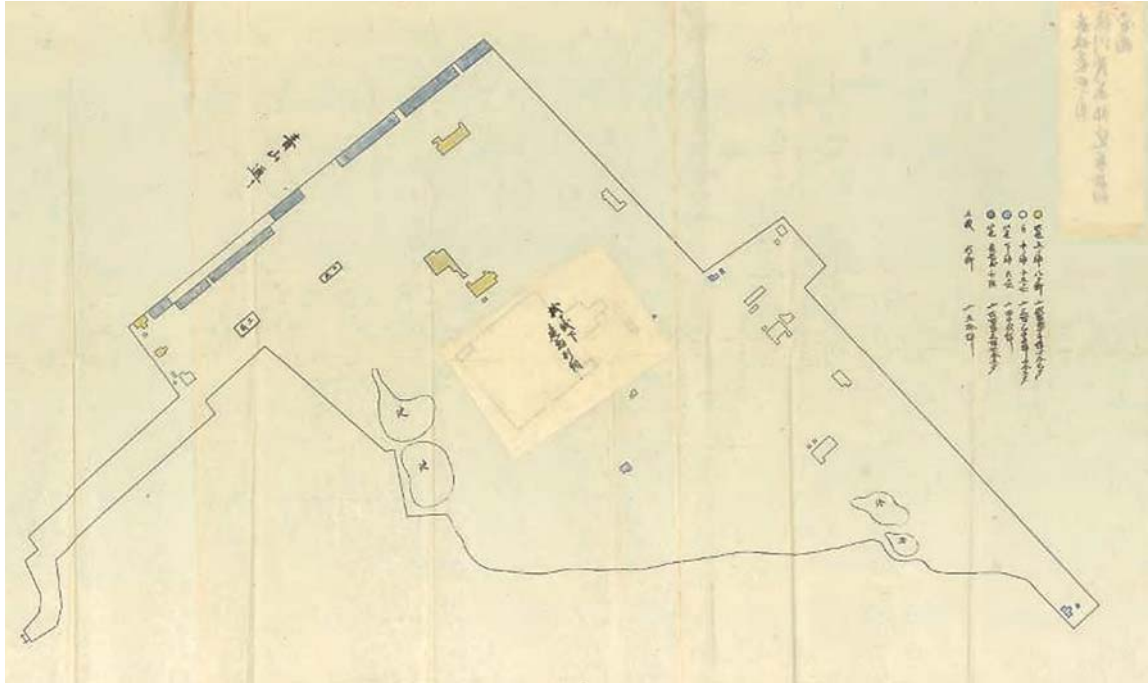
仮 皇居御手狭二付、私邸宅御用ニも可相成哉之 御内沙汰有之邸
地図面可差出旨奉拝承候、右は昨年来夫是取崩殊外荒廢仕居、甚以奉恐
入候得共、万一御用ニ相成候ハ、誠以難有仕合奉存候、就而は速ニ献上
仕度、依而大略図面相添奉差上候、此段宜御執奏可被成下候也

追而詳細図面取調出来次第、差出候様可仕候也⁽¹²⁾

ここで茂承は、赤坂離宮に設置された仮皇居が手狭であるから、昨年来荒廢していて恐れ多いが、私邸が御用になるならば献上したい旨を申し出ている。史料中に「内沙汰」とあるのは、これより先、六月四日に紀州徳川家の家職である高田渡が宮内省へ召され、宮内少丞の堤正誼より「仮皇居之処御手狭二付、当邸宅御用ニ相成候筈御内意有之」とあり、宮内省から事前に明治天皇の意向が示されたことを指すものと考えられる。

この願書を受けて、六月八日、宮内省は太政官へ「何分手狭二而、御三方御合居、不自由被為在候二付」と手狭である仮皇居の現状を説明したうえで、新たに紀州徳川家から献上される土地を「皇太后宮御所」としたい旨を、図面を添えてうかがっている。⁽¹⁴⁾その時に提出された献上予定地の図面が図③である。図③によれば、新たに紀州徳川家から献上される土地は、現在の西門にかかる地所であり、前年に同家から分割献上された土地の残りの部分であることがわかる。

太政官は、絵図面に地名を記載すること、紀州徳川家は現在同地に居住し



図③ 明治6年に紀州徳川家から献上された土地建物（国立公文書館蔵、公00814100）
左上が青山通りであり、中央の掛紙には英照皇太后が移徙する御殿もあるのがうかがえる。

ているのか、という二点を宮内省へ問い合わせている。宮内省は、献上地は第三大区一三小区赤坂四丁目であること、徳川茂承本人も居住していること、という二点を回答している。¹⁵⁾

こうした状況の確認を済ませ、六月十三日に太政官は大蔵省土木寮への達案について審議している。少し長文になるが、献上の経緯と大蔵省への指示がまとめられているので次に引用する。

【史料3】

別紙宮内省伺仮 皇居御手狭二付、 皇太后宮御所別ニ御設ケ相成度処、正三位徳川茂承邸宅献上仕度段出願ニ付、相当之代価ヲ以御買上相成度との趣審議仕候処、願書中右邸宅御用ニも可相成哉之御内沙汰有之云々、就而は速ニ献上仕度ト有之宮内省伺面ニは献上願出候ニ付、相当之代価ヲ以御買上相成云々ト有之、¹⁾右等之意味紙上ニ而は了解難致ニ付、同省及推問候処、²⁾右邸地之儀は離宮接続ニ而相成之建家も有之、

太后宮御所ニ相成至極御都合宜敷儀ニは候得共、同家邸地は先般離宮ニも御用相成、再成之儀ニ付、突然御下命相成、万一格別及難渋候事情等ハ無之哉ト内意承札候より御用可相成ハ献上仕度段願書差出候義ニテ、

元来彼方ヨリ之発願ニも無之ニ付、相当之代価ヲ以御買上之方ニも可有之哉と見込申出候義之旨申聞候、右ニ付、³⁾熟考仕候処、仮 皇居御手狭ニ付 太后宮別御所御設不被為在候而は、御差支之段事実無御執御儀と奉存候間、右邸宅御用相成候積ヲ以、先ツ土木寮へ見分之上相当之

代価取調申出候様被命候而可然哉、尤右代価精査申出候上、弥御用相成候御決議ニ候ハ、前頭情実は有之候トモ矢張徳川從三位願之通、邸宅

献上被 仰付、代価相当之金高御賞典として下シ賜り候方、同人願意貫

徹いたし、御入費ハ同様ニ而格別感佩可仕義と存候、且又右御入費は金臨時之御出方ニ而當内省定額金ニ而は難取計旨宮内省申聞候処、炎上ニ付、諸向ヨリ之献金ハ右等之御用途ニ被為充、至当之義と被存候間、土木寮ヨリ代価申立候上、夫々御達相成可然哉、依テ同寮へ御達案取調相伺候也（後略）¹⁶

傍線部に沿って史料を確認していく。①先日来、宮内省が太政官へ問い合わせていた紀州徳川家からの献上の件は、その意図や状況が良く伝わっていなかったようで、宮内省へ問いたしたところ、次のことが判明した。②紀州徳川家の邸宅は赤坂離宮へ接続し、相応の建物もあり、皇太后宮の御所とするには都合が良い。けれども、同家の邸宅は先年に赤坂離宮となっており、献上は二回目である。突然の下命となり難渋している事情もあるかもわからず、内意を受けて献上を申し出たのであって、紀州徳川家からの発願というわけではない。それなので、宮内省は相当の代価をもって買上げた方が良くはないか、という見込みを申し出た。③この件につき、太政官で熟考したところ、仮皇居が手狭なので皇太后宮御所を別に設けなければならないことは仕方のないことである。それなので、紀州徳川家の邸宅を利用するつもりで土木寮へ代価を取り調べさせ、それを精査したうえで、いよいよ御用となると決まった時は、先年の事情はあるけれども、やはり徳川茂承の邸宅献上を認め、代価相当の金高を下賜し、入費も同様にして感謝するべきと考える。④入費については、宮内省の定額予算では賄いきれないと聞いたので、皇城炎上を受け、諸向からの献金をそれに充てることが当然と考える。

これに対して六月二十八日、大蔵省は見積帳を添えて、紀州徳川家の献上を願ひ出た土地は一万五八九五円に相当する旨を太政官へ回答している。さ

らに同日、太政官は東京府へ徳川茂承邸の坪数と地券高について取り調べを依頼し、翌日回答を得ている。また、七月に入ると太政官は、東京府に徳川邸の近接地についても坪数と地券高を取り調べさせており、次章で述べるような近接地の編入が既に企図されていた様子がうかがえる。¹⁷

徳川邸については、七月十三日に献上願ひを受けて嘉納され、即日金二万圓が支払われている。なお同日には、ほかに銀行証券で金一万五千圓も支払われており、これは前年に赤坂邸を献上した際の賞典の残金である。この後、紀州徳川家は十月四日に引き払い、日本橋浜町の邸宅へと転居していく。¹⁸ 同地は、明治七年一月二十八日、青山御所とすることが定められた。¹⁹

このように、現在の赤坂御用地の大部分は明治五年、同六年の二度にわたり、紀州徳川家から献上された土地によって形成されていった。献上に際しては、いずれの場合も代価相当の賞典が下賜されており、実質的には売買であったことも見逃してはならない。しかし、赤坂御用地が現在の区画を形成していくには、近接する地所の編入についても明らかにしなければならない。その点については、章を改めて検討していこう。

三 近接地の編入

明治六年（一八七三）に紀州徳川家から、二度目の献上を経た後、宮内省は赤坂離宮および青山御所の近接地を編入していく。本章では、このうち主要な例として、玉窓寺と権田原町の編入について検討していきたい。

（一）玉窓寺の編入

玉窓寺は、現在南青山にある曹洞宗の寺院である。まずは、文政期に玉窓

寺から幕府へ提出された「寺社書上」をもとに、同寺の縁起を確認していく。⁽²⁰⁾

玉窓寺は、慶長六年（一六〇一）、青山忠成の娘である玉窓秀珍大禅尼が卒去し、忠成内室の志願によって、同九年に青山家の下屋敷に位牌所が建てられたことに始まる。その後、寛永十五年（一六三八）に三代將軍徳川家光が、鷹狩りの帰途に立ち寄ったことを契機に拝領地を用意することが仰せ渡された。そして、天和二（一六八二）年十一月、紀州徳川家との屋敷境となっていた地内に替地され引き移った。前掲の図②にあるように、紀州徳川家の屋敷地と青山通りに挟まれた場所がそれであり、玉窓寺はこの地で明治維新を迎えている。

その後、明治五年以降、紀州徳川邸が分割献上され、赤坂離宮、さらには青山御所となったことは既に述べたが、そうした状況を受け、明治十一年七月四日に玉窓寺住職の中村牛童から東京府知事楠本正隆へ次のような願書が提出される。

【史料4】

^(玉窓寺) 右寺儀、是迄赤坂青山両御所ニ相狭シ大伽藍ヲ建控諸檀家之墳墓置数多之石碑ヲ相飾リ、此儘現存罷在候テハ若万一非常等之取締向不注意ヨリ無念有之候節は寺檀共奉恐入候義ニ付、右条宮内省へ御問会セノ上、従前ノ地所其儘上地仕、右換地相願、朱引外青山埋葬地之内管有地へ換地ヲ賜リ、右玉窓寺有懇之儘引移シ申度、尤堂宇并ニ墓所石碑共引移シ之義モ、於寺創立之開基ヲ始メ双檀中へ事由申述候処、一同承知仕、連署調印仕候処、何分引移シ失費等莫大之義ニ付、檀家示談及候処、何レモ困難罷在候折柄、殊ニ拙寺連モ猶以テ貧寺之義ニ付、自力ニ及ヒ難ク殆ト堂惑仕候間、何卒以越格之 御哀仁取崩シ引移シ再建行届候様、至当

之御手当賜り度、右条開基始メ檀中惣代連印ヲ以テ奉懇願候也（後略）⁽²¹⁾

玉窓寺は、赤坂離宮と青山御所に挟まれており、現状のままでは非常に不注意があつては恐れ多いとし、宮内省へ問い合わせのうえ、地所を上地し、青山墓地内の官有地へ替え地を賜りたいと願っている。中村からの願書を受けて、東京府は、青山墓地は「人民の共有」地であるから、替え地としては差し支えがあるとしている。これについて、東京府がさらに中村へ尋ねたところ、青山南町にある「人民所有地」を購入したい旨を申し出ている。⁽²²⁾

明治十二年一月三十一日、東京府知事楠本正隆は、宮内卿徳大寺実則へ中村からの願書について尋ね、宮内省で詮議してもらおうと願っている。宮内省では、内匠寮による調査が開始された。調査の結果として、本堂や庫裡などを引き建て直す価格については問題ないこと、十分行き届くように改葬を行うこと、寺院の土地であるから将来に差し障りがないよう注意することなどを報告している。さらに、二月二十一日に宮内省は、東京府の主任官である宇都野正武を呼び、玉窓寺の具体的な移転について相談している。⁽²³⁾

宮内省は、こうした議論や東京府との調整を経て、三月七日に玉窓寺の移転費として五八四九円一八銭の支払いを決めた。同費用は、四月二十三日に東京府へ支払われ、金銭面での手続きは終了している。⁽²⁴⁾

この後、実際に宮内省へ土地が引き渡されるにあたり、①墓所の改葬、②地種の組み換え、という二点が課題となっている。まず、墓所の改葬について確認していこう。明治十三年一月十九日、玉窓寺住職の中村から東京府へ次のような伺書が出されている。

【史料5】

^(玉窓寺) 右寺儀明治十二年四月廿八日転地願済ニ相成、伽藍并ニ墓所石碑有之分

ハ勿論、印無之無縁之残骨ニ至迄探索シ丁寧改葬仕候、然ル処、墓所中ニ古キ木ノ根拾六ヶ所有之候ニ付、此木ノ根下旧骨有之哉モ難計、縣念仕、堀上探索仕候得ハ每根下旧骨有之皆々改葬仕、最早引ナラシヲ致シ上地仕度心底ニ御坐候得共、墓所付属之樹木左之別書之通拾式本有之候、此樹木根下ト雖モ旧骨之有無難計、掛念罷在候、堀上探索致候哉、此儘上地仕候哉、此段奉御伺候也（後略）⁽²⁵⁾

これによれば、明治十二年四月の転地決定以降、内匠寮が調査・報告していたように、玉窓寺では、墓所・石碑はもちろん、無縁の遺骨についても丁寧に改葬してきた。そうしたところ、十六本の古木の下にも遺骨があるかもしれない、と懸念し取り調べたところ全ての古木の下に遺骨があり、改葬した。現在に至っては、もはや土地を引きならして上地したいが、墓所に付属する樹木は他にもあり、骨が出てくる可能性もある、どのようにすればよいか、とうかがっている。

伺書を受けた東京府は、一月三十一日に宮内省へその対応を照会している。二月三日、宮内省はそのまま土地する旨を東京府へ回答しており、結果として玉窓寺の樹木の下は、遺骨の調査が実施されないまま、宮内省へ引き渡された。

次に地種の組み換えについてである。宮内省へ引き渡されることとなった玉窓寺跡地は、ひとまず官有地第三種として登録された。宮内省は、東京府と内務省と調整したうえで、明治十三年五月二十二日に太政官へ官有地第一種皇宮地への組み換えを上申している。

五月二十八日、上申は聞き届けられ、六月十二日に地種組み換えを東京府へ達し、十八日に同地は宮内省へ引き渡された。その後、二十一日に宮内省

から東京府へ請書を出すことで、移管が完了している。

このように、明治十一年七月に玉窓寺住職中村牛童から上地の申書が提出されて以降、およそ二年間におよぶ事務手続きと改葬を経て、同地は皇宮地へと組み込まれていった。

(2) 明治十年の権田原町編入

権田原町も赤坂離宮および青山御所に近接する町であり、前掲の図②中では、左側の地所がそれである。まず、文政期に町名主から江戸幕府へ提出された「町方書上」から、基本事項を確認しておきたい。⁽²⁶⁾

町名について、年代は不明だが町内に権田丈之助なる人物の屋敷地があり、それが由来であるという。近世の名主は、雉子橋門外に屋敷を拝領していたが、御用地として召し上げられ、正保元年（一六四四）、現在の場所へ替地を拝領し、元禄九年（一六九六）には町奉行支配の町となっている。地主が三人いることから、三軒家町とも呼ばれていたようである。

権田原町の皇宮地編入について、話があがるのは、明治十年（一八七七）のことである。二月二十三日、東京府知事楠本正隆から宮内省へ次のような願書が絵図面を添えて提出される。

【史料6】

（東京府）
当府下第三大区拾壹小区青山権田原町別紙紅色之地所は赤坂御所接続之

高地ニシテ宮内ヲ眼底ニ見下シ候場所ニ付、当府之注意ヲ以テ即今迄民地ニ払下之儀見合置候処、方今地租改正之際、地種編入方決定不致候テハ差支候ニ付、御省官有地ニ御囲込相成間敷哉、尤右地所ハ別段地代等御下渡ニ不及候ハ勿論ニ候得共、接続之地主共へ仮預ケ取計、現今桑茶

或ハ蔬菜等植付置候事ニ付、右代価丈ケ御下金之儀申出候節、可然評議有之度、乍去御入用之儀も無之候ハ、接近之地主共へ相当代価ヲ以払下民有地と相定申度、有無至急御返答有之度候也²⁷⁾

東京府の願意は、権田原町のうち、赤坂離宮・青山御所へ隣接する地所は、高地になっており離宮内を見下ろしてしまう。このため、東京府が注意して民有地への払い下げを見合わせてきた。しかし、今般の地租改正に際して、どのような土地であつても地種を決定しなくてはならないので、宮内省の官有地として編入してはどうか。もつとも地代は不要であるが、地所は近接する地主に預け、桑・茶・蔬菜などを植え付けてあるので、その代価を申し出た時は支払ってほしい。特に宮内省が入用でなければ、地主たちへ払い下げ、民有地とするので、至急返答がほしい、というものであつた。

宮内省では、早々に省議に及び、二月二十六日には桑・茶・蔬菜の代価がいくらになるか、東京府へ問い合わせている。六月五日、東京府からの回答があり、何礼之ら近接する土地の所有者とその代価が、宮内省へ伝えられた。代価の調査を受けた宮内省では、六月二十三日に同地を「官有地ニ囲込之事ニ評決」した旨を東京府へ回答している。続く二十五日には内務省へ、権田原町のうち二六六〇坪九合八勺を官有地第一種皇宮地に組み込むことについて、差し支えの有無を照会している。この間、七月十六日には東京府の役人が宮内省へ出頭している。東京府は、皇宮地にする予定の地所のうち、権田原町三〇番地を悉皆囲い込んでしまつては、皇宮地が民有地に陥入するようになり、地形も悪く不都合であるので、調整したい旨を申し出て、宮内省は了承している。

そして、八月十日に内務省から差し支えない旨の回答を得た後、宮内省は

同二十四日に太政官へ次のように上申している。

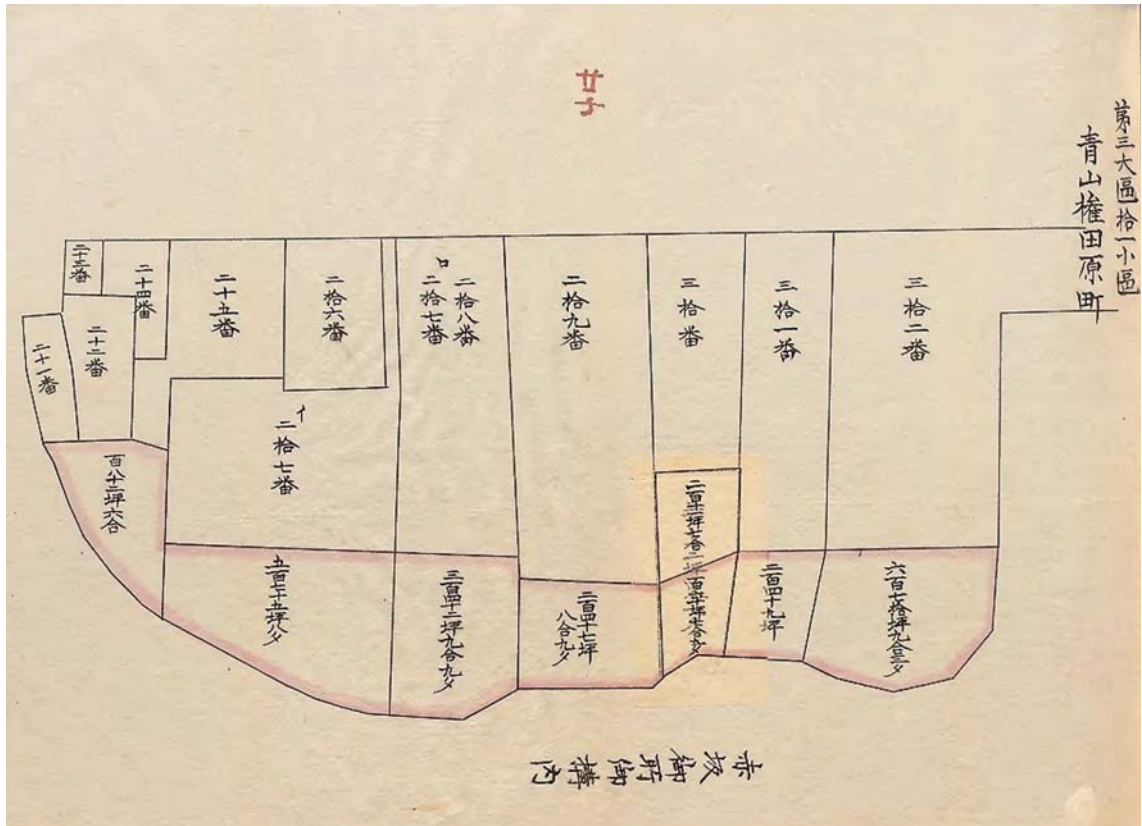
【史料7】

当府下第三大区十一小区青山権田原町別紙図面紅色之地所ハ 皇居接近之高地御廓内ヲ眼底ニ見下候場所ニ付、東京府之注意ヲ以、即今迄民地ニ払下見合置候処、右地所合貳千四百四拾九坪貳合八勺、今般当省へ引受官有地第一種皇宮地ニ組込除税相成度候、尤別紙図中三拾番地尻之義は三百七拾貳坪四合九勺有之候処、右ヲ悉皆囲込候テハ民有地へ突入、体裁不宜候ニ付、図中掛ケ紙之通分割致シ紅色之分百六拾坪七合九勺圍込致度候、依テ一応内務省へ及協議候処、差支無之趣返答有之候、前頭御允裁之上、早々其筋へ御達相成度、此段及上申候也²⁸⁾

この時、別紙図面として添えられたのが図④である。朱色の部分が、今回皇宮地として編入される箇所であり、三〇番地の掛け紙は、東京府からの申し出によって分割した地所である。各番地のうち赤坂離宮へ隣接する部分が組み込まれていることがうかがえよう。この上申は、九月一日に了承され、同月二十五日に東京府から宮内省へ引き渡されている。また、この時に皇宮地へ編入されなかつた権田原町の残りの地所は、追つて東京府の土地へと組み込まれたものもあつた²⁹⁾。

このように、民有地の編入は東京府を介して、宮内省との調整のうえで実施されていった。では、なぜ明治五年と六年の二度にわたり、紀州徳川家から宮内省へ土地が献上されて以後、赤坂離宮や青山御所に近接する地所が次々と皇宮地へ編入していったのだろうか。

宮内省の立場から考えれば、仮皇居となつた赤坂離宮と皇太后宮御所となつた青山御所を拡大し、一円を同省にて管理したいという考えは、少な



図④ 権田原町の図（国立公文書館蔵、公02130100）
朱書きで囲まれている部分が、明治10年に皇宮地へ編入された地所である。

らずあっただろう。しかし、ここでは、政府による地租改正事業に注目したい。

よく知られている通り、明治六年七月「地租改正法」が公布された。これにより、国内の全ての土地に地種が決められ、調査のうえ地券が発行され、定められた地価に応じて税金を納めることとなった⁽³⁰⁾。

東京府においては、明治九年五月中に地券局官員による坪数検査によってはじめられ、明治十一年五月の新税施行認可まで約二年を費やして実施されている⁽³¹⁾。権田原町が皇宮地へ編入されたのは、その最中であつた。

こうした状況を踏まえて、皇宮地編入の背景を考える際に、手がかりとなることは【史料7】中にある「除税」という言葉である。本稿冒頭で整理したように、明治七年の「地所名称区別改定」（太政官布告第一二〇号）によつて、官有地と民有地が区別され、官有地のなかは、さらに第一種から第四種に分けられている。

皇宮地は官有地第一種に分類されており、同地は「地券ヲ発セス地租ヲ課セス区入費ヲ賦セサルヲ法トス」とある。すなわち、皇宮地は非課税であり、東京府は支払う税金を減額するため、権田原町のうち青山御所に近接する地所を皇宮地へ編入したいと申し出た訳である。もちろん、編入された地所は東京府の主張する通り、皇宮地に近接する高台であり、民有地とするには不都合な事情もあつた。しかし、その反面には地租改正にもなう「除税」の一環というねらいがあつたのである。

(3) 大正期における権田原町の編入

明治十年に編入されなかつた皇宮地に近接する権田原町の残りの地所は、

その後どのようにして皇宮地へ組み込まれたのだろうか。本稿の最後に、この点を明らかにしたい。

明治四十年三月三十一日、来る明治四十五年四月一日より十月三十一日まで、東京府下において日本大博覧会が開催されることが裁可された⁽³²⁾。これは、日本で最初の万国博覧会を開催しようという計画されたもので、明治四十年三月に農商務省内に博覧会事務局が設置された。同年十一月には青山練兵場に第一会場、代々木御料地に第二会場を設けることが決められ、青山練兵場の周辺では土地の確保と整備が進められた⁽³³⁾。

そうしたなか、明治四十一年五月に、博覧会場の正門を青山六軒町の地内に建設する計画が立てられた。そこに隣接する権田原町や元鯨河橋南町の一部を博覧会の敷地に編入することが決められ、博覧会事務局は、東京府から同地所を収用した⁽³⁴⁾。この権田原町の地所は、明治十年に皇宮地へ組み込まれなかった地所であり、同地には正門へ続く道路の建設が計画されていた。

しかし、明治四十四年十一月、政府は財政難を理由に日本大博覧会は中止とすることを閣議決定し、会場およびその周辺の工事は全て取りやめとなっている⁽³⁵⁾。

残されたのは、博覧会開催のため取得・整備された青山練兵場周辺の土地である。御料地やその他の土地の処理について、明治四十五年二月八日、日本大博覧会副総裁の牧野伸顕は、宮内大臣渡邊千秋へ照会している。このうち、青山権田原町にかかる部分を次にあげる。

【史料8】

一、当局ニ於テ買取致候青山権田原町ノ内、大要別紙図面朱線ノ区域ハ、此際貴省ニ於テ当省買上実価ヲ以テ御引取相成候様致度、最モ実地ノ

区域価格等ハ当局主任官ト貴省御主任ト御協議致度、尚右区域内ノ道路敷地ノ組換変更等ハ貴省ニ御引取ノ上其筋ニ御交渉相成候義便宜ト存候（前後略）⁽³⁶⁾

これによれば、権田原町の地所は農商務省が買い上げた際と同様の価格で、宮内省に買い取ってもらうようにしたい、と述べている。その後、農商務省と宮内省帝室林野管理局との間で、坪数や買取価格の協議を経て、大正二年（一九一三）一月二十九日に権田原町の土地と立木竹を合わせて、二万三八〇円二銭にて譲り受けることが決められる。この支払いについては、大正二年度の予算にて支払われることとなり、同年十一月に引き渡しと支払いが実施された⁽³⁷⁾。

次に問題となったことは、権田原町を皇宮地へ編入する際の道路の付け替えについてである。【史料8】でも言及されている通り、権田原町内には道路（以下、旧道路）が通っており、御料地へ編入するにあたり、これを廃止し地所外へ付け替える（以下、新道路）必要が生じた。

これにつき、帝室林野管理局と内匠寮、東京府、東京市との協議がなされた。帝室林野管理局において、旧道路は廃止のうえ無償にて御料地へ編入する旨が決められた。この点につき、東京府へ照会したところ、道路新設工事費や建設物移転費などを負担するのであれば問題ない旨の回答を得た。工事の施工は東京市へ委託することとなった。その後、大正四年に内匠寮と東京府との協議の結果、新道路の建設は明治神宮裏参道新設計画が確定するまで見合わせ、通行の妨げとならないような道路を仮工事することに決し、旧道路については御料地へ編入する前であるが、帝室林野管理局が東京府より譲り受けている⁽³⁸⁾。

その後、帝室林野管理局は、大正五年十月、翌六年十月の二度にわたり、東京府へ旧道路を御料地へ編入してもらいたい旨を照会しているが、いずれも回答はなかった。そして、大正七年一月、御料地の整理上、旧道路を御料地へ編入する必要が生じたとし、帝室林野管理局は、費用負担の調整は後日に譲り、同地を御料地へ編入したい旨を東京府へうかがっている⁽³⁹⁾。

そうしたところ、東京市から水道鉄管および消火栓移転工事が必要な旨の回答があった。帝室林野管理局では、その工事完了を待って、大正七年六月十四日、御料地へ編入のうえ、ようやく東京府からの引き継ぎを完了した⁽⁴⁰⁾。

この編入により、近代における赤坂離宮および青山御所の区画形成は完了したのである。

おわりに

本稿では、赤坂御用地の土地区画の形成過程につき、近世から近代にかけて通観してきた。各章で検討してきたことをまとめていきたい。

赤坂御用地の前身となった紀州徳川家の屋敷地は、一度に幕府から拝領したわけではなかった。寛永九年（一六三二）に赤坂へ屋敷地を拝領して以降、御殿の焼失と再建を繰り返すなかで、火除け地などを幕府から賜り、徐々に形成されていったものであった。天保十一年（一八四〇）に再建された御殿をもって、明治維新を迎え、これが赤坂離宮あるいは赤坂仮皇居として利用されていく。

明治維新後、明治五年（一八七二）の英照皇太后の東京行啓と明治六年の皇城炎上にもなう赤坂仮皇居の設置を契機として、紀州徳川家は赤坂邸を分割献上し、現在の赤坂御用地につながる土地の大部分が皇宮地へと編入さ

れていった。

さらに、紀州徳川家の分割献上後、明治十年代にかけて、赤坂仮皇居あるいは青山御所に近接する玉窓寺や権田原町といった地所も皇宮地へと編入していった。この背景には、政府の地租改正事業があり、東京府としては、皇宮地へ近接する土地を非課税である皇宮地へ組み込むことで、税金を抑える意図もあったのだと考えられる。

権田原町については、日本大博覧会にもなう土地の取得整理によって、明治四十一年に東京府から農商務省内に設けられた日本大博覧会へ収用され、同博覧会の中止によって、実費をもって宮内省へ引き渡されている。そして、大正七年に廃道となった旧道路を御料地へ編入することをもって、土地区画の変遷は、ひとまず終了するのである。

本稿での検討により、これまでの紀州徳川家の中屋敷が赤坂離宮あるいは青山御所となった、という通説的な理解は正確ではないことが明らかとなった。実際は、紀州徳川家の屋敷地も近世を通じて徐々に形成されたものであり、赤坂離宮あるいは青山御所の土地区画についても、その中心は紀州徳川家の屋敷地ではあるが、明治・大正期を通じて近接する地所を編入しながら徐々に形成されたものであった。

最後に、赤坂御用地への繋がりについて本稿を終えたい。昭和三十五年六月十四日、東京都港区元赤坂町一番地に新築された御殿を東宮御所と定め、同日、大宮御所を赤坂御用地と改称する旨が通知された⁽⁴¹⁾。また、戦後にも赤坂御用地の土地区画は変遷をしている。それは放射四号線と環状三号線の拡張に関わるものである。昭和三十六年八月、東京都から宮内庁へ伺いが出され、前者（国道）は所管換え、後者（都道）は宮内庁が用途廃止し、昭和四

十年四月二十一日に大蔵省関東財務局へ引き継がれている。⁽⁴³⁾ こうして、現在の赤坂御用地の土地区画は形成されたのである。

註

- (1) 例えば、山崎鯛介・メアリーレッドファーン・今泉宜子『天皇のダイニングホール―知られざる明治天皇の宮廷外交―』（思文閣出版、二〇一七年）、小沢朝江『明治の皇室建築―国家が求めた〈和風〉像―』（吉川弘文館、二〇〇八年）、平賀あまな『旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮）の「住居」としての利用』（『家具道具室内史』八、二〇一五年）など。
- (2) 『赤坂区史』（東京市赤坂区、一九四二年）。
- (3) 『港区史』上（港区役所、一九六〇年）。
- (4) 阿部宗広『赤坂御用地と常盤松御用邸の変遷』（『国立科学博物館専報』三九、二〇〇五年）。
- (5) 三浦涼・佐藤洋一『東京中心部における皇室御料地の形成過程』（『日本建築学会計画系論文集』六六、二〇〇一年）。
- (6) 『南紀徳川史』一七（南紀徳川史刊行会、一九三三年）。本章においては、特に断らない限り同書からの引用とする。
- (7) 内藤昌『江戸と江戸城』（講談社、二〇〇三年）。
- (8) 「喰違御門外和歌山県邸の義離宮或は府学校への引き直し方について宮内省へ掛合」（東京都公文書館蔵、「宮内省御用留」、六〇五・C四・〇三）、「和歌山県邸離宮御用一件」（東京都公文書館蔵、「諸官省往復（邸宅掛）」、六〇五・C四・一八）。
- (9) 「徳川家日記」明治五年正月四日条（臨時帝室編修局「明治天皇御紀資料稿本二四七」所収、八〇三四七）。引用史料について、旧字は新字に改め、変体仮名はひらがなに改めた。欠字は一字あけ、平出は二字あけとした。引用史料中の傍線と（丸かっこ）は筆者による補足である。以下、引用史料については同様とする。
- (10) 宮内庁編『明治天皇紀』第二（吉川弘文館、一九六九年）六五九頁。
- (11) 前掲、『明治天皇紀』第二、六五三頁。
- (12) 宮内省「土地建物録二」明治六年、第一七号（四五二―一）。
- (13) 「徳川家日記」明治六年六月四日条（臨時帝室編修局「明治天皇御紀資料稿本二九二」所収、八〇三九二）。
- (14) 前掲、宮内省「土地建物録二」明治六年、第一七号。
- (15) 前掲、宮内省「土地建物録二」明治六年、第一七号。
- (16) 「徳川茂承私邸献上願二付皇太后御所二供度伺」（国立公文書館蔵、「公文録」明治六年・第八十四巻、公〇〇八一四一〇〇）。
- (17) 前掲、宮内省「土地建物録二」明治六年、第一七号。
- (18) 前掲、「徳川家日記」明治六年七月十五日条、十月四日条（臨時帝室編修局「明治天皇御紀資料稿本二九二」）。
- (19) 宮内庁編『明治天皇紀』第三（吉川弘文館、一九六九年）二〇二頁。
- (20) 「寺社書上四十八 青山寺社書上 巻（国立国会図書館蔵、八〇二一四二）。
- (21) 庶務課「土地建物録二」明治十三年、第一四号（四五九―一）。
- (22) 前掲、庶務課「土地建物録二」明治十三年、第一四号。
- (23) 前掲、庶務課「土地建物録二」明治十三年、第一四号。
- (24) 前掲、庶務課「土地建物録二」明治十三年、第一四号。
- (25) 前掲、庶務課「土地建物録二」明治十三年、第一四号。
- (26) 「町方書上二十五 鮫河橋并二権田原町方書上」（国立国会図書館蔵、八〇三一―一）。
- (27) 庶務課「土地建物録二」明治十年、第一八号（四五六一―二）。
- (28) 前掲、庶務課「土地建物録二」明治十年、第一八号。
- (29) 「払下地本地へ組込地券下付願 赤坂区青山権田原町33番地 何礼之」（東京都公文書館蔵「地所分割願（区部書換係）」明治十三年從7月至12月」六一一・B三・一二）など。
- (30) 地租改正の基本的な経過は、奥田晴樹『地租改正と地方制度』（山川出版、

- 一九九三年)、丹羽邦男『地租改正法の起源―開明官僚の形成―』(ミネルヴァ書房、一九九五年)などを参照のこと。
- (31) 滝島功『都市と地租改正』(吉川弘文館、二〇〇三年)一三三頁。
- (32) 「日本大博覧会開設ノ件・御署名原本・明治四十年・勅令第百二号」(国立公文書館蔵、御〇七〇二二一〇〇)。
- (33) 日本大博覧会の構想や経過については、古川隆久『皇紀・万博・オリンピック』(中公新書、一九九八年)、長谷川香「明治神宮外苑の成立過程に関する研究―軍事儀礼・日本大博覧会構想・明治天皇大喪儀―」(『建築史学』六一、二〇一三年)などを参照のこと。
- (34) 「土地収用法ニ依ル東京府下道路開鑿○日本大博覧会会場設置等ノ事業認定ノ件」(国立公文書館蔵、纂〇一一〇一一〇〇)。
- (35) 前掲、長谷川「明治神宮外苑の成立過程に関する研究」。
- (36) 帝室林野管理局「地籍録一」大正九年、第四号(六六四六一)。
- (37) 前掲、帝室林野管理局「地籍録一」大正九年、第四号。
- (38) 前掲、帝室林野管理局「地籍録一」大正九年、第四号。
- (39) 前掲、帝室林野管理局「地籍録一」大正九年、第四号。
- (40) 前掲、帝室林野管理局「地籍録一」大正九年、第四号。
- (41) 侍従職「例規録」昭和三十五年、第四号(一二三三七三)。
- (42) 管理部管理課「放四」「環三」敷地用途廃止の件」昭和三十七〜三十九年(三二一〇四)。
- (43) 管理部管理課「立案書二」昭和四十年、第一三号(三二一二五)。